

③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

< 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からな い・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえな い	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

3 平成21年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料4-1参照)

納付督促

- ア) 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組みが年間を通じて十分に実施できなかった。
- イ) 市場化テストによる納付督促について、平成21年10月より新たに市場化テストを実施した127事務所が加わり、全年金事務所が対象となったところであるが、市場化テスト受託事業者との協力・連携が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかった。

免除勧奨等

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られたところである。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	521万人(26.5%)	535万人(27.4%)	+14万人(+0.9ポイント)

強制徴収

職員による強制徴収の取組みについては、最終催告及び督促の件数は平成20年度をやや上回ったが、差押え件数等は前年度を下回る結果となった。

その他

口座振替利用率は伸びなかったが、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付及びインターネットバンキング等による電子納付については着実な利用が図られた。

【総括】

全体として、国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構(社会保険庁)の組織的な取組が十分でなかったと考えられる。

収納対策のスキーム（概念図）

24

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
19年度末 20年度末 21年度末
40% → 38% → 36%
599万人 562万人 527万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
19年度 20年度 21年度
874万件 → 966万件 → 1,107万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
19年度 20年度 21年度
31万件 → 38万件 → 41万件
- クレジットカード納付の導入（利用者数）（H20.2～）
19年度 20年度 21年度
2万人 → 9万人 → 14万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年5月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状（手紙）
H19年度 897万件
H20年度 818万件
H21年度 1,309万件

電話
H19年度 915万件
H20年度 1,481万件
H21年度 1,969万件

戸別訪問（面談）
H19年度 1,455万件
H20年度 1,103万件
H21年度 419万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	19年度	20年度	21年度
最終催告状	40,727件	16,350件	17,131件
督促状	28,485件	8,160件	10,061件
財産差押	11,387件	5,534件	3,092件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・督促状、財産差押の件数は、平成22年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）
（実施対象事務所数）（督促件数）
H18年度 35か所 H18年度 255万件
H19年度 95か所 H19年度 621万件
H20年度 185か所 H20年度 1,669万件
H21年度 312か所 H21年度 2,431万件

免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
 - 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
 - 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
 - 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成22年度の収納対策について

平成22年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

＜計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定＞

- 機構全体及び各年金事務所において、それぞれ行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

＜進捗状況にかかる管理の強化＞

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。（社会保険庁時代は、年1回程度、指定社会保険事務局の進捗状況についてヒアリングの実施（平成21年度は11事務所）。）

② 市場化テストの適正化

＜契約更改分にかかる改善措置＞

- 本年10月契約更改分（185事務所）については、次のような改善措置を講じる。

- ・ 戸別訪問による納付督促を重視することを実施要項に明記
- ・ 事業の質も重視した事業者を採択できるよう、総合評価に当たっては、入札価格より企画提案書の評価に重点をおく
入札方式に変更

＜既契約分にかかる改善措置＞

- 昨年10月契約分（127事務所）については、要求水準に対する達成状況が低調であることから、受託事業者に対して平成22年7月12日付で「業務改善計画」の提出を指示。今後、「業務改善計画」提出後の状況を十分にフォローアップしていく。

＜受託事業者との連携体制の整備＞

- 機構と受託事業者双方の責任者の明確化、連携マニュアルの作成など、受託事業者との情報交換、連携体制を整備していく。

③ 強制徴収など年金事務所の取り組み体制の建て直し

＜強制徴収にかかる事務サイクルの確立＞

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きを2年以内に完結させるサイクルを確立する。なお、昨年度までに着手した全案件については、進捗状況を総点検し、取組み方針を明確化する。

＜集合研修の実施＞

- 強制徴収担当職員の集合研修を9月から12月に400人規模で開催するなど、スキルアップを図る。（平成21年度の強制徴収担当職員の集合研修については、年3回、70人程度の実施。）

＜国税庁への委任＞

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを活用する。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

＜届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施＞

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（または第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行い、届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）を確実に実施する。

＜関係機関との調整＞

- 健康保険組合の被扶養者異動情報の提供を受けられるよう、関係者と調整を進める。

＜適用体制の強化＞

- 本年10月から増員予定の特定業務契約職員（約400名）による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「職権適用者」）への働きかけを強化する。

⑤ □座振替制度の推進

<□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。（平成21年10月委託開始分から□座振替獲得のインセンティブを強化）
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

<「年金月間」の設定>

- 11月を「ねんきん月間」とし、政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開し、出張相談等も集中的に開催する。

<大学における相談会の開催>

- 学生納付特例手続きの周知を行うため、大学構内における相談会を積極的に開催する。

<パンフレット等の内容の見直し>

- 届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレット、通知文書の内容の見直しを行う。